

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名： 秋田県潟上市

令和8年6月22日公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.1%
全職員	94.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.2%
本庁課長相当職	95.4%
本庁課長補佐相当職	97.3%
本庁係長相当職	98.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.6%
31～35年	96.3%
26～30年	90.9%
21～25年	94.3%
16～20年	96.2%
11～15年	91.7%
6～10年	100.2%
1～5年	87.9%

【説明欄】

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は74.3%である。

・勤続年数36年以上の割合が100%を超えている理由は、定年延長に伴い給与が7割水準となる制度の対象者が男性職員において増加したことにより、相対的に女性の給与の割合が高まったためである。

・勤続年数1～5年の割合が他の勤続年数と比べて低い理由は、経験者採用により、係長相当職以上で採用された男性職員の割合が多いためである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目として、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。